

大治町社会福祉協議会の役員等の報酬及び
費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大治町社会福祉協議会の理事、監事、評議員及び顧問（以下「役員等」という。）に対して支給する報酬及び、費用弁償に関して必要な事項を定めることとする。

(報酬の金額)

第2条 報酬は別表のとおりとし、役員の地位についてのみ支払うものではなく、責務並びに勤務実態に即して支払うこととする。

(報酬の支給)

第3条 役員等が任期満了、辞職等によりその職を離れたときは、その日までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が社協用務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は別表のとおりとする。

3 県内旅行及び鉄道400km未満、水路200km未満又は陸路100km未満の県外旅行については、天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、日当を支給しない。

4 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4km、水路2kmをもってそれぞれ陸路を1kmとみなして、前項の規定を適用する。

附 則

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。

別表

報酬及び旅費額表

職 名	報酬の額	旅費の額
会 長	年額 50,000円	日当（1日につき） 1,100 円＋運賃等 （実費金額）
副 会 長	年額 20,000円	〃
理 事	0円	〃
評 議 員	0円	〃
監 事	0円	〃
顧 問	0円	〃
その他会長が認めた者	0円	〃